

夜間病棟看護補助者派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は春日部市立医療センターにおいて、患者サービスの向上、看護師の業務負担の軽減を目的とした夜間看護補助業務を遂行するにあたり、労働者派遣について、安定的に労働者を確保すること及び、それに伴い夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算の施設基準に適合することを目的として、当該業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

夜間病棟看護補助者派遣業務

(2) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別添「春日部市立医療センター夜間病棟看護補助者派遣業務仕様書」のとおりとする。

(4) 契約上限額（単価契約）

2, 550 円（夜間病棟看護補助者 1 名につき 1 時間あたりの単価。消費税及び地方消費税は含まない。）

3 参加資格

(1) 令和 7 ・ 8 年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿登載者の「その他役務」の業種のうち「人材派遣業務」に登録のある者であり次の要件を満たすこと。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

② 春日部市契約規則（平成 17 年規則第 126 号）第 15 条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。

③ 公告日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。

- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。
- ⑥ 公告日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
- (2) 令和2年度以降に、300床以上の病院で1年以上継続して1日あたり10人以上の看護補助者を派遣した夜間病棟看護補助者派遣業務の履行実績が複数ある者
- (3) 労働者派遣事業の許可を受けた者であること
- (4) 国税、県税及び市税を滞納していない者であること

4 プロポーザルの日程

| 手続き等 | 日程 |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| 告示、様式の配布 | 令和7年12月24日（水） ～令和8年 2月 3日（火） |
| 参加申込書の提出 | 令和7年12月25日（木） ～令和8年 1月 7日（水） |
| 質問書の提出 | 令和8年 1月 8日（木） ～令和8年 1月14日（水） |
| 質問書への回答 | 令和8年 1月20日（火） |
| 提案書等の提出 | 令和8年 2月 3日（火） |
| 審査（プレゼンテーション審査） | 令和8年 2月10日（火） |
| 審査結果通知 | 令和8年 2月13日（金） |
| 選定業者との協議（契約内容の調整、仕様書の決定、見積書の提出）（予定） | 令和8年 2月16日（月） ～令和8年 2月19日（木） |
| 契約締結（予定） | 令和8年 2月20日（金） |

5 プロポーザルの手順

(1) プロポーザル参加申込書等様式の配布

① 期間

令和7年12月24日（水）～令和8年2月3日（火）

② 配布方法

春日部市公式ホームページからダウンロード

(2) 参加申込書等の提出

① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 事業者の概要及び実績等並びに契約実績調書（様式5）

エ 労働者派遣事業許可証の写し

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

※税務署が発行したもので、申込日を含め3か月以内のもの

カ 市税の納税証明書の写し（直近1年分）

※区・市町村が発行したもので、申込日含め3か月以内のもの

② 提出期限

令和8年1月7日（水）午後5時15分まで（必着）

③ 提出場所

春日部市立医療センター3階事務部総務課

④ 提出方法

持参、郵送のいずれか

来庁の場合には、事前に日時を連絡すること

⑤ 受領書の送付

提出書類の受領および「2 参加資格」の確認を行ったのち、提出者あてにメール等にて参加資格確認通知書を送付する。

(3) 質問および回答

① 受付期限

令和8年1月14日（水）午後5時まで

② 質問方法

下記のアドレスあてに、「プロポーザル実施要領等に関する質問書（様式3）」を電子メールに添付し提出すること。電話又は窓口での質問は受け付けない。

somu-hos@city.kasukabe.lg.jp

③ 回答

質問があった場合のみ、令和8年1月20日（火）までに春日都市公式ホームページに掲載する。

（4） 提案書等の提出について

① 提案書（様式4）に次の書類を添付し提出すること。

ア 提案書

イ 事業者の概要及び実績等並びに契約実績調書（様式5）

ウ 見積書（様式6）

※見積書（様式6）については、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。

② 提出期限

令和8年 2月 3日（火）午後5時まで

③ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）

④ 部数

8部（正本1部、副本7部）

⑤ 編纂方法については、提案書（様式4）及び①ア、イ、ウを順番に綴りクリップ止めすること

⑥ プロポーザルは事業における取組み方法について提案を求めるものであり、当該事業内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提示を求めるものではない。

（5） 提案書の作成について

① 指定様式のあるもの以外は、書式は任意とする。

② A4判縦使い・横書き・両面印刷を原則とするが、必要に応じてA3判も可とする。A3版ページを挿入する場合は、片面印刷で作成し、A4判縦サイズに合わせ、Z折りにする。

③ 各ページ下部にページ番号を付記すること。ページ数に制限はないが、できるだけ簡潔に整理すること。

④ 提案書の記載内容については、以下の項目順で記載すること。記載にあたっては、実施要領及び仕様書の内容を理解するとともに、当センターホームページに記載している、センターの理念等を踏まえた上で、記載すること。

| | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ア 適正な人材確保 | 適正な派遣労働者の確保のための募集・選考方法、選任基準等を記述すること |
| イ 派遣管理体制 | 派遣労働者の勤務状況把握、勤務評価の方法等を記述すること |
| ウ 代替労働者の確保 | 派遣労働者の離職防止対策、交代時の引継ぎ体制、退職時の欠員対策等について記述すること |
| エ 研修体制 | 派遣元が派遣労働者に実施する接遇などの研修制度・人材育成計画等について記述すること。また、派遣先の業務を習得するための研修等について提案があれば記述すること |
| オ 個人情報保護及び情報セキュリティ | 考え方、取組、体制及び ISO27001/ISMS の取得又はプライバシーマークの保有などについて記述すること |
| カ 連絡体制 | 通常・夜間・緊急時の連絡体制について記述すること |
| キ 追加提案 | 仕様書外の提案（働き方改革、タスクシフト、職場改善、病院運営に寄与する提案等）を記述すること |

(6) プрезентーションの実施

プロポーザル提案書等の提出を踏まえ、後述の「春日部市立医療センター夜間病棟看護補助者派遣業務事業候補者審査委員会」において、参加者に対するプレゼンテーションを以下の通りに行う。

- ① 実施日時 令和8年 2月10日（火）※詳細については別途通知する。
- ② 実施場所 別途通知する。
- ③ 実施内容 プrezentationで求める内容は、提案書に関する説明のほか、審査委員からの質疑に対する回答とする。審査時間は1者当たり30分（説明時間20分、質疑応答10分）とする。
- ④ 参加者数 各参加事業者3名以内とする。
- ⑤ その他 プrezentationで、パソコンやプロジェクター等の機器を使

用する場合は、パソコンについてのみ、各自で準備すること。（プロジェクター及びスクリーンは発注者で準備する。）なお、機器等の設定に要する時間はプレゼンテーションの時間に含まない。

(7) 第一交渉権者の選定

- ① 候補者を選定するにあたり、プレゼンテーションでの提案内容の審査及び評価を行うため、「春日部市立医療センター夜間病棟看護補助者派遣業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会では、プレゼンテーションでの提案内容について、公平かつ客観的に審査を行う。審査にあたっては、審査委員が別添「評価基準」に基づき評価項目に沿って各参加者の評価を行い、各審査委員の評価点を合算した値が最も高い参加者を第一交渉権者として選定する。なお評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い参加者を第一交渉権者として選定するものとする。
- ③ 第一交渉権者として選定された者と、夜間病棟看護補助者派遣業務に係る契約の締結の交渉を進める。ただし、その者が入札参加停止措置を受けることになった場合や、辞退、その他の理由から当事業の実施が不可能となった場合には、次点者と交渉を行う。
- ④ 本業務に関して提案業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ⑤ 次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。
 - ア プロポーザルについて不正の行為があったとき
 - イ 虚偽の申込を行った者
 - ウ プロポーザルに関する条件に違反した者

(8) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

(9) 参加者の提案書等の公表

すべての参加者の提案書等は公表しない。

(10) その他

- ① 費用負担・提出書類の取扱い

このプロポーザル実施要領に定めた資料の作成等に要する費用は、参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

② 本事業の担当部署及び連絡先

〒344-8588 埼玉県春日部市中央六丁目7番地1

春日部市立医療センター

事務部 総務課 人事給与担当 友野 内線（7326）

電話 048-735-1261（代表）

FAX 048-734-2471

電子メール somu-hos@city.kasukabe.lg.jp

夜間病棟看護補助者派遣業務に係る公募型プロポーザル評価基準表

| 項目 | 評価ポイント |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 経営状況・業務実績 | 安定した経営状況 |
| | 他病院での導入実績 |
| 適正な人材確保 | 適正な派遣労働者の確保のための募集・選考方法、選任基準 |
| 派遣管理体制 | 派遣労働者の勤務状況把握 |
| | 勤務評価の方法等 |
| 代替労働者の確保 | 派遣労働者の離職防止対策、交代時の引継ぎ体制、退職時の欠員対策等 |
| 研修体制 | 派遣元が派遣労働者に実施する接遇などの研修制度・人材育成計画等 |
| | 派遣先の業務を習得するための研修等 |
| 個人情報保護及び情報セキュリティ | 考え方、取組、体制及び ISO27001/ISMS の取得又はプライバシーマークの保有など |
| 連絡体制 | 通常・夜間・緊急時の連絡体制 |
| 追加提案 | 自由提案（働き方改革、タスクシフト、職場改善、病院運営に寄与する提案等） |
| 見積金額 | 見積りに対する評価 |